

欧米日のフタル酸エステル系可塑剤規制について

	DEHP・DBP・BBP	DINP・DIDP・DNOP
EU Directive 2005/84/EC*1 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ・育児用品に使用禁止 ・規格値 0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満の子供により口に入れる可能性のあるおしゃぶり・育児用品に使用禁止 ・規格値 0.1%
US CPSC Improvement Act (公布) (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ・育児用品に使用禁止 ・おもちゃは12歳以下、育児用品は3歳以下の子供を意図した製品 ・規格値 0.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の口に含まれる可能性のあるおしゃぶり・育児用品に使用禁止 ・おもちゃは12歳以下、育児用品は3歳以下の子供を意図した製品 ・規格値 0.1%
日本 平成14年告示第267号 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・DEHPについて、おもちゃ及び油脂又は油性食品*2を含む食品に接触する器具又は容器包装に使用禁止 ・おもちゃは6歳未満が対象 ・規格値 0.1%、器具又は容器包装の溶出試験規格値 1ppm ・DBP・BBPは規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・DINPについて、口にすることを本質とするおもちゃに使用禁止 ・6歳未満が対象 ・規格値 0.1% ・DIDP・DNOPは規制なし

*1 Directive 1999/815/ECにより暫定規制とされ、2005/84/ECで恒久規制とされた。

*2 油性食品とは、食品中又は食品表面の油脂含量が概ね20%以上で、乾燥した固形食品以外の食品をいう。

DEHP：フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、 DBP：フタル酸ジブチル

BBP：フタル酸ブチルベンジル、 DINP：フタル酸ジイソノニル

DIDP：フタル酸ジイソデシル、 DNOP：フタル酸ジノルマルオクチル